

知多市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 1 2 号

知多市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

知多市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 5 年知多市条例第 8 0 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従業者又は応急措置従業者 (以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9, 700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	(補償基礎額) 第5条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従業者又は応急措置従業者 (以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

改正後	改正前
3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。 第1号から第6号まで（略） 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。 別表（第5条関係） 補償基礎額表	3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、</u>それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。 第1号から第6号まで（略） 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。 別表（第5条関係） 補償基礎額表

改正後				改正前			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>	分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>